

## 大雪地区広域連合 第3期介護保険料について（お知らせ）

高齢者の方が住み慣れた地域で暮し続けるために、介護保険法に基づいて大雪地区広域連合第3期介護保険事業計画を策定しました。

介護保険制度では介護給付費等について、利用者負担（1割）を除いた費用の50%を公費（国・道37.5%、広域連合12.5%）で賄い、残りの50%については第1号被保険者（65歳以上）の保険料（19%（第2期は18%））、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料31%（第2期は32%）で賄います。

第1号被保険者介護保険料は、今後の要介護認定者および介護サービス利用の状況の変化に的確に対応できるよう、広域連合を構成する関係町の高齢者の現状と将来推計および介護サービスの利用見込みを行い、第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料の基準額（第4段階）を年額52,000円（月額換算4,333円）としました。

なお、介護保険料は、負担能力に応じたものとするため、平成18年4月の制度改正により、低所得者に配慮した保険料段階となるように第2段階の保険料区分に該当される方の算定方法を変更しました。当該年度の4月1日時点における第1号被保険者本人の住民税課税および所得状況、被保険者の属する世帯の住民税課税状況により下記の「保険料区分」とおり6段階に区分します。

### ●第1号被保険者（65歳以上の方の保険料）

保険料段階	対 象 者	算定方法	保険料額（年額）
第1段階	生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者の方	基準額×0.5	26,000円
第2段階 （新規）	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	26,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、保険料段階が第2段階以外の方	基準額×0.75	39,000円
第4段階 （基準額）	世帯は住民税課税であるが、本人は住民税非課税の方	基準額×1.0	52,000円
第5段階	本人が住民課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	65,000円
第6段階	本人が住民課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	78,000円

### ●保険料の納期

納期毎の保険料負担の軽減を図るため、大雪地区広域連合の国民健康保険料および介護保険料（普通徴収）の納期を増加（4回⇒7回）し、下記の納期といたしましたので、納期限内の納付をお願いいたします。

なお、平成18年度国民健康保険料および介護保険料（普通徴収）の納付書の発布は7月1日を予定しております。

納 期	納 期 限
第1期	平成18年7月31日
第2期	平成18年8月31日
第3期	平成18年10月2日
第4期	平成18年10月31日
第5期	平成18年11月30日
第6期	平成19年1月9日
第7期	平成19年1月31日

お問い合わせ

大雪地区広域連合介護保険係

電話0166-82-2111（東川町役場代表） 内線564・565